

福島市手話出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市手話言語条例（平成30年条例第115号）の趣旨を踏まえ、本市における手話の普及及び聴覚障がい者への理解を促進するため、手話出前講座（以下「講座」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 講座は、次の各号に掲げる市内に所在する団体等が開催する集会、会合等で、参加者が5名以上のものを対象に実施する。

- (1) 小中学校、高等学校、大学等
- (2) 幼稚園、保育所等の未就学児童施設
- (3) 医療関係、各種福祉施設
- (4) 一般企業
- (5) 行政機関
- (6) 町内会等の地域活動団体
- (7) その他市長が認める団体

(講座の内容)

第3条 講座の内容は、本事業の目的に沿ったものとし、受講団体の希望を踏まえて協議して決定する。

(講座の開催)

第4条 講座開催は、原則として午前9時から午後9時までの間で開催し、1回の講習時間はおおむね1時間30分とする。ただし、講習時間は受講団体と協議して決定することもできる。

- 2 講座の開催回数は、受講団体と協議して決定する。
- 3 講座の会場は、受講団体が用意する。

(講座の申込み)

第5条 講座の開催を希望する団体等の代表者は、手話出前講座受講申込書（様式第1号）を講座開催希望日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(講座の決定等)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、内容を確認の上、講座開催の可否を決定し、その結果を手話出前講座受講申込結果通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

- 2 市長は、講座の開催に当たり必要と認めるときは、受講団体に条件を付することが

できる。

(講座開催の不承認又は取消し)

第7条 第5条により講座の開催を申し込んだ団体等又は既に前条により講座の開催が決定した団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は講座開催の承認をせず、又はこれを取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催事等の事業として行われるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) その他講座の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第8条 第6条第1項の規定により決定した講座の内容に変更が生じたとき、又は講座の開催を中止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(費用負担)

第9条 講座の開催に係る講師謝礼等の費用は予算の範囲内において市が負担し、会場使用料(当該施設の備品使用等に要する費用を含む。)は受講団体が負担するものとする。

- 2 第7条の規定による決定を行った場合又は前条の規定に基づく講座の開催を中止した場合において、当該団体等に前項の費用負担等に係る損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、講座の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。